


所管部課	市民部 市民課	部長	広沢 光政		
件名	東大和市住民基本台帳ネットワークシステム管理運用要綱の一部				
	を改正する要綱について	区分	1 審議事項		
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部が改正される。このことに伴い、東大和市住民基本台帳ネットワークシステム管理運用要綱に引用している条項にずれが生じるため、東大和市住民基本台帳ネットワークシステム管理運用要綱の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第10条の3中「第30条の5第1項」を「第30条の6第1項」に改める。 <p>(2) 施行日</p> <p>平成27年10月5日</p> <p>(3) 効果及び影響</p> <p>特になし</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。